

2025 年 11 月 6 日

各 位

会 社 名 太 陽 ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 齋 藤 齊
(コード:4626 東京証券取引所 プライム市場)
問 合 せ 先 常 務 執 行 役 員 C F 0 富 岡 さ や か
(TEL 03-5953-5200 (代表))

株式分割、株式分割に伴う定款一部変更、及び配当予想の修正等に関するお知らせ

当社は、2025 年 11 月 6 日開催の取締役会決議において、株式分割、株式分割に伴う定款一部変更、及び配当予想の修正について決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式分割の目的

投資単位当たりの金額を引き下げることにより投資しやすい環境を整え、個人投資家層の拡大を図ることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2025 年 11 月 30 日（日）（実質的には 2025 年 11 月 28 日（金））を基準日として、同日の株主名簿上の株主の所有する普通株式 1 株を 2 株に分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

① 株 式 分 割 前 の 発 行 済 株 式 総 数	58,419,808 株
② 今 回 の 分 割 に よ り 増 加 す る 株 式 数	58,419,808 株
③ 株 式 分 割 後 の 発 行 済 株 式 総 数	116,839,616 株
④ 株 式 分 割 後 の 発 行 可 能 株 式 総 数	200,000,000 株

3. 株式分割の日程

(1) 基 準 日 設 定 公 告	2025 年 11 月 14 日
(2) 基 準 日	2025 年 11 月 30 日
(3) 効 力 発 生 日	2025 年 12 月 1 日

4. 定款一部変更

(1) 変更の理由

株式分割に伴い、会社法第 184 条第 2 項の規定に基づき、発行可能株式総数を変更いたします。

(2) 変更の内容

変更内容は、次のとおりです。

なお、効力発生日は、2025 年 12 月 1 日といたします。

(下線部分は変更箇所を示しております)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>100,000,000 株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>200,000,000 株</u> とする。

5. 配当予想の修正

(1) 修正の理由

株式分割に伴い、2025 年 4 月 30 日開示の「2025 年 3 月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載の 2026 年 3 月期の期末配当予想額を、以下のとおり修正いたします。本修正は、株式分割に伴い 1 株当たりの配当金額を修正するものであり、2025 年 4 月 30 日開示の 1 株当たりの期末配当予想額に実質的な変更はありません。

なお、2025 年 9 月 30 日を基準日とする剰余金の配当(中間配当)については、増配することを決定いたしました。詳細は、2025 年 11 月 6 日付「剰余金配当(中間配当の増配)に関するお知らせ」をご参照ください。

(2) 修正の内容

	1 株当たり配当金		
	第 2 四半期末	期末	合計
前回予想 <2025 年 4 月 30 日公表>	145 円 00 銭	145 円 00 銭	290 円 00 銭
今回修正予想	-	72 円 50 銭	-
当期実績※ 2026 年 3 月期	165 円 00 銭	-	-
前期実績 2025 年 3 月期	40 円 00 銭	150 円 00 銭	190 円 00 銭

※2025 年 11 月 6 日付「剰余金配当(中間配当の増配)に関するお知らせ」のとおり、2026 年 3 月期の中間配当を 1 株当たり 145 円 00 銭から 165 円 00 銭に上方修正いたしました。

6. その他

(1) 業務執行取締役に対する株式報酬

株式分割に伴い、2024 年 6 月 15 日開催の第 78 回定時株主総会で決議された、業務執行取締役(会社法第 363 条第 1 項各号に掲げる取締役をいう。以下、同じです。)に対する株式報酬について、各事業年度において業務執行取締役に対して割り当てる普通株式の総数上限を 2025 年 12 月 1 日付で、以下のとおり調整いたします。

	調整前の総数上限	調整後の総数上限
業績連動株式報酬	200,000 株	400,000 株
譲渡制限付株式報酬	80,000 株	160,000 株

(2) 支給対象者に対する株式報酬

株式分割に伴い、業務執行取締役及び上席専務執行役員（以下、合わせて「支給対象者」）に対する株式報酬について、各事業年度において支給対象者に対して割り当てる普通株式の総数上限を2025年12月1日付で、以下のとおり調整いたします。

	調整前の総数上限	調整後の総数上限
業績連動株式報酬	200,000株	400,000株
譲渡制限付株式報酬	80,000株	160,000株

(3) 対象者持株上限数の調整

ある事業年度における株式報酬制度により当社が発行又は処分する普通株式の数の合計について、当該普通株式を引き受ける業務執行取締役及び上席専務執行役員（以下、(3)において「支給対象者」といいます。また、当該引受の時点において当社の支給対象者の地位である者に限ります。）全員が所有する普通株式と合算した総数上限を2025年12月1日付で、以下のとおり調整いたします。

	調整前の総数上限	調整後の総数上限
対象者持株上限数	2,840,000株	5,680,000株

以上